

本市が発注した委託業務の受注者への損害賠償請求について

令和 4 年度に実施した委託業務において、受注者が虚偽報告を行い、業務の一部を実施していなかったことが判明しました。このことにより本市が被った損害に相当する金額を、以下のとおり受注者へ請求します。

1 業務名

サービス業のデジタルツール活用支援モデル実証業務

2 受注者

株式会社クオリティ・オブ・ライフ

(代表取締役：原 正紀 本社所在地：東京都港区新橋 2-20-15 新橋駅前ビル 1 号館 915 号室)

3 業務概要

サービス業のデジタル化の底上げを通じた生産性向上を図るため、市内サービス事業者へのヒアリングおよび伴走支援を通して、サービス業の業種別のデジタルツール導入の実証事業を行い、実例に基づく効果分析等を踏まえた効果的なデジタル化支援メソッドの構築をめざす。

4 契約金額

19,200,534 円 (税込)

5 請求額

1,908,102 円 (※別途、遅延損害金を請求予定)

6 虚偽の概要

市内サービス事業者への事業概要や経営課題等を聞き取り、経営課題に資するデジタルツールや支援施策を提案・紹介するヒアリングについて、業務実施報告書上 87 件実施となっていたが、そのうち 24 件が未実施であり、受注者が虚偽の報告書を提出していた。

7 本市の対応

以下の調査の結果判明した、受注者による虚偽の報告に基づき本市が被った損害額 1,908,102 円を受注者へ請求する。

- (1) 受注者がヒアリングを実施したとされている市内サービス事業者への架電及び訪問による履行の確認
- (2) 受注者への聞き取り

8 経過

令和4年9月2日	本業務プロポーザルの選定委員会による審査の結果、受注者を優先交渉権者として決定。(プロポーザルへの参加業者数：3者)
令和4年9月26日	「サービス業のデジタルツール活用支援モデル実証業務」について契約締結
契約締結から 令和5年3月31日まで	受注者が事業者へヒアリングおよび伴走支援等契約内容を履行
令和5年3月31日	業務の完了及び契約期間の終了
令和5年6月16日	ヒアリングを実施したと受注者から報告を受けた事業者(87件)に対し、報告書に記載の連絡先(住所・メールアドレス・担当者名)に、メールまたは郵送で地域産業課から事業者のデジタル化推進のため活用可能な資料の案内等を送付
令和5年6月23日	送付先のうち1社から、「当店にいない担当者あての文書が届いた。ヒアリングを受けた認識もない。」という連絡を受け、受注者に対し事実確認を指示
令和5年6月26日	受注者から、本業務の担当者への聞き取りにより、ヒアリングをせずに虚偽の報告書を作成していた案件があることが判明したとの報告を受けた。
令和5年6月27日から 令和5年8月25日まで	受注者へ事実確認等を指示。虚偽の報告書によりヒアリングを受けたことにされた事業者への事情の説明や、損害額確定に必要な調査等を実施。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：産業振興局 産業戦略部 地域産業課 電 話：072-228-7534 ファックス：072-228-8816
----------------------------	-------------------------------------------------------------------